

同朋大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学大学院は、仏教精神、ことに親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神を建学の理念として、その精神にのっとり、仏教文化並びに人間福祉を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の継承発展と心の豊かな人間社会の構築に貢献することを目的とする。そして、文学研究科は、仏教を現代社会の諸問題とのかかわりにおいて、文化的視野から実践的に研究教授し、総合的な人間教育とそれにかかわる専門的職業人及び精神的仏教文化の高度な研究者を養成し、人間福祉研究科は、人として生きる上において何が真であるか否かを問い、豊かで生きがいのある福祉社会の実現を目指して、精深な学識を学び、人間・社会福祉・心理に関する専門的研究能力並びに高度な実践能力を有する人材を養成する。

(自己点検・評価)

第2条 前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学大学院における教育研究活動等の状況について、包括的で客観的な自己点検・評価を定期的に行い、その教育研究活動の向上を図るものとする。

2 前項の自己点検・評価を行う組織・規程については、別にこれを定める。

(研究科)

第3条 本学大学院に文学研究科（博士前期課程・博士後期課程）並びに人間福祉研究科（修士課程）を置く（以下文学研究科、人間福祉研究科を総称して「本学大学院」という）。

(専攻)

第4条 文学研究科に仏教文化専攻を、人間福祉研究科に人間福祉専攻及び臨床心理学専攻を置く。

(入学定員及び収容定員)

第5条 文学研究科並びに人間福祉研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

文学研究科

仏教文化専攻

博士前期課程 入学定員5名、収容定員10名

博士後期課程 入学定員2名、収容定員6名

人間福祉研究科

人間福祉専攻

修士課程 入学定員4名、収容定員8名

臨床心理学専攻

修士課程 入学定員4名、収容定員8名

(修業年限)

第6条 本学大学院における博士前期課程及び修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、4年を越えて在学することはできない。

2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。ただし、6年を越えて在学することはできない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、同朋大学学則第10条及び第11条の規定を準用する。

第2章 管理運営

(研究科長)

第8条 本学大学院文学研究科及び人間福祉研究科にそれぞれ研究科長を置く。

2 研究科長は、学長の指示のもとに運営にあたる。

(研究科長補佐)

第9条 本学大学院に研究科長補佐を置くことができる。

2 研究科長補佐は、研究科長を補佐する。

(連合研究科委員会)

第10条 本学大学院の重要事項を審議するため、学長、研究科長及び各研究科専任教員をもって組織する同朋大学大学院連合研究科委員会（以下「連合研究科委員会」という。）を設ける。

2 連合研究科委員会の審議事項は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、修了及び各種課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、連合研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 連合研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第3章 授業科目、単位、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第11条 文学研究科博士前期課程、博士後期課程の仏教文化専攻の授業科目及び単位数は別表Ⅰのとおりとする。

2 人間福祉研究科修士課程人間福祉専攻の授業科目及び単位数は別表Ⅱのとおりとする。

3 人間福祉研究科修士課程臨床心理学専攻の授業科目及び単位数は別表Ⅲのとおりとする。

(指導教員)

第12条 指導教員は、専攻科目担当の教授又は准教授とする。

(研究課題)

第13条 学生は入学後所定の期日までに指導教員の指導を受けてその研究題目を定め、研究科長に届出なければならない。

(履修方法)

第14条 文学研究科博士前期課程の学生は別に定める履修規程に基づきいずれかの分野の専攻科目12単位、関連科目及び他の専攻科目の中から真宗学研究を含めて20単位以上、合計32単位以上修得しなければならない。

2 文学研究科博士後期課程の学生は別に定める履修規程に基づき特殊演習12単位、研究指導6単位を含め26単位以上修得しなければならない。

3 人間福祉研究科修士課程人間福祉専攻の学生は別に定める履修規程に基づき「研究基礎科目」は必修科目（「人間福祉研究」）を含めて2科目4単位以上、「研究発展科目」は「社会福祉政策と実践研究」、「人間福祉・発達研究」、「保育学研究」の各科目群よりそれぞれ1科目以上選択し、計14単位以上修得し、なおかつ「研究基礎科目」、「研究発展科目」から4単位以上修得して、「特殊演習」8単位を加えて、合計30単位以上を修得しなければならない。

4 人間福祉研究科修士課程臨床心理学専攻の学生は別に定める履修規程に基づき「研究基礎科目」（必修科目）を4単位、「研究発展科目」を4単位以上、「研究専門科目」は必修科目を16単位、及びA群からE群の各群からそれぞれ2単位以上、計10単位以上修得して、「特殊演習」4単位を加えて、合計36単位以上を修得しなければならない。

(試験)

第15条 試験は原則としてその授業が終了した学期末に行う。

(他の大学院における修得単位の認定)

第16条 本学研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規程により修得した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で本学研究科において修得したものとみなすことができる。

(課程の修了)

第17条 博士前期課程及び修士課程の修了について次のとおり定める。

(1) 課程を修了しようとする者は本学博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し所定の期日までに学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 学位論文を提出しようとする者は、本学研究科の博士前期課程または修士課程に1年以上在学し、16単位以上を修得していなければならない。

(3) 課程の修了認定は、連合研究科委員会の議を経て行う。

2 博士後期課程の修了について次のとおり定める。

(1) 課程を修了しようとする者は本学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し所定の期日までに学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 学位論文を提出しようとする者は、本学研究科の博士後期課程に2年以上在学し、8単位以上を修得していなければならない。

(3) 課程の修了認定は、連合研究科委員会の議を経て行う。

第4章 学位の名称及び授与

(学位の授与)

第18条 文学研究科博士前期課程修了の認定を得た者に修士(文学)[同朋大学]、博士後期課程修了の認定を得た者に博士(文学)[同朋大学]の学位を授与する。

2 人間福祉研究科修士課程人間福祉専攻修了の認定を得た者に修士(人間福祉)[同朋大学]の学位を、人間福祉研究科修士課程臨床心理学専攻修了の認定を得た者に修士(心理学)[同朋大学]の学位をそれぞれ授与する。

3 本学に博士の学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、専攻分野に関して本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問によって確認された者に博士(文学)[同朋大学]の学位を授与する。

4 学位授与に関する規程は、別に定める。

第5章 入学、休学、転学及び退学

(入学時期)

第19条 本学大学院の入学時期は、毎学年度の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学大学院博士前期課程及び修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当し、かつ所定の選考に合格した者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了し

た者

(6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上に学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本学大学院の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(選考)

第21条 入学志願者に対する選考は、筆記試験、口述試験及び出身大学長又は学部長の調査書等を総合して行う。

(休学)

第22条 学生が病気又は特定の事由により、引き続き3か月以上修学を休止しようとするときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1か年以内とする。ただし、特定の事情があるときは、学長の許可を得て、1か年を限り期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合は、速やかに学長に復学願を提出し、復学しなければならない。また、休学期間内であってもその事由が消滅した場合には学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第24条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を具し学長の許可を得なければならない。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、事由を具し学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第26条 学生が次の各号の一つに該当するときは、連合研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 死亡又は行方不明の届出のあったとき

(2) 成業の見込みがないと認められたとき

(3) 所定の在学期間を超えたとき

(4) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しないとき

(懲戒)

第27条 学長は、教育上必要と認めたときは、連合研究科委員会の議を経て学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第6章 検定料、入学料及び学納金

(検定料)

第28条 入学を志願する者は、別表Ⅳに定める検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第29条 入学する者は、本学の定める期日までに、別表Ⅴに定める入学金を納付しなければならない。

(学納金)

第30条 学生の納付金は、別表Ⅵに定める額とし、指定された期日までに納入しなければならない。
2 既納の学納金は、原則として返還しない。

(学年の途中で修了する場合)

第31条 前期をもって修了する見込みの者は、前期分の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(休学の場合の学納金)

第32条 休学期間中の学納金は、在籍料として、半期休学の場合 30,000 円を納入するものとする。

(退学、除籍の場合の授業料)

第33条 前期又は後期中途において退学し、もしくは除籍されたとき、又は停学及び退学を命じられた者の授業料は、これを徴収する。ただし、第26条第1号に該当して除籍された場合は、当該者に係る未納の授業料を免除することができる。

(復学の場合の授業料)

第34条 前期又は後期中途において復学した者から徴収する授業料の額は、復学を許可された日の属する学期の学納金とする。

(徴収猶予)

第35条 経済的理由その他特別の理由により学資の支弁が困難な学生に対しては、入学金及び授業料の免除又は徴収を猶予することができる。

第7章 資格の取得

(教員免許)

第36条 本学大学院において教育職員免許状を取得しようとする者は、本学大学院において開設されている関係科目から、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。(ただし、高等学校教諭1種免許状又は中学校教諭1種免許状の資格を有する者に限る。)

2 本学大学院において取得できる免許状の種類は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類
文学研究科	仏教文化専攻	中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(宗教)
	文学分野	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語)
人間福祉研究科	人間福祉専攻	高等学校教諭専修免許状(福祉)

(真宗大谷派教師及び学階)

第37条 本学大学院の学位記を授与された者で真宗大谷派に僧籍を有し、修了後、真宗大谷派教師及び学階の授与を希望する者は、真宗大谷派教師条例施行条規に定める単位を修得しなければならない。

第8章 科目等履修生

(履修の許可及び認定)

第38条 第20条の一に該当する者が、大学院における授業科目中その一部について履修を願い出るときは、学生の修業を妨げない限り、選考の上科目等履修生として履修を許可することができる。

2 履修した授業科目について、試験に合格したときは、願い出により所定の単位を認定する。

(規程の準用)

第39条 科目等履修生に関する規程は同朋大学学則に準ずる。

第40条 科目等履修生について本章に規定するもののほか、本学則の他の各条項を準用する。ただし、科目等履修生には第18条は適用しない。

第9章 補則

(学則の準用)

第41条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、同朋大学学則を準用することとし、さらに必要な事項は連合研究科委員会において定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則の第32条については、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に文学研究科修士課程に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に人間福祉研究科修士課程に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に文学研究科博士前期課程・博士後期課程及び人間福祉研究科人間福祉専攻修士課程に入学した者は、なお従前の規程による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日からこれを施行する。ただし、平成27年度以前入学生については、なお従前の規程による。

別表Ⅰ 仏教文化専攻 授業科目及び単位数

<博士前期課程>

区 分		授 業 科 目	履修年次	単 位	備 考
専攻科目	仏教文化分野	仏教文化特殊演習Ⅰ	1	2	いずれかの分野の特殊演習・文献研究を選択必修
		仏教文化特殊演習Ⅱ	1	2	
		仏教文化特殊演習Ⅲ	2	2	
		仏教文化特殊演習Ⅳ	2	2	
		仏教文化文献研究Ⅰ	1・2	2	
		仏教文化文献研究Ⅱ	1・2	2	
	文学分野	文学特殊演習Ⅰ	1	2	
		文学特殊演習Ⅱ	1	2	
		文学特殊演習Ⅲ	2	2	
		文学特殊演習Ⅳ	2	2	
		文学文献研究Ⅰ	1・2	2	
		文学文献研究Ⅱ	1・2	2	
関連科目	真宗学研究Ⅰ	1・2	2	専攻科目 12 単位、その他の科目の中から真宗学研究を含めて 20 単位以上、合計 32 単位以上修得し、修士論文を提出し合格しなければならない。	
	真宗学研究Ⅱ	1・2	2		
	アジア仏教学研究Ⅰ	1・2	2		
	アジア仏教学研究Ⅱ	1・2	2		
	仏教史研究Ⅰ	1・2	2		
	仏教史研究Ⅱ	1・2	2		
	実践仏教	1・2	2		
	宗教学研究	1・2	2		
	キリスト教神学研究	1・2	2		
	生命倫理学研究	1・2	2		
	仏教カウンセリング	1・2	2		
	仏教社会福祉研究	1・2	2		
	仏教文学研究Ⅰ	1・2	2		
	仏教文学研究Ⅱ	1・2	2		
	説話文学研究Ⅰ	1・2	2		
	説話文学研究Ⅱ	1・2	2		
	文学史研究Ⅰ	1・2	2		
	文学史研究Ⅱ	1・2	2		
	国語学研究Ⅰ	1・2	2		
	国語学研究Ⅱ	1・2	2		
訓点語学研究	1・2	2			
和歌文学研究	1・2	2			
教育学研究	1・2	2			
論文	修士論文				

(合計 32 単位以上)

<博士後期課程>

区 分	授 業 科 目	履修年次	単位	備 考
主要科目	仏教文化特殊研究Ⅰ	1・2・3	2	特殊演習12単位・研究指導6単位を含めて合計26単位以上修得し、博士論文を提出し、合格しなければならない。
	仏教文化特殊研究Ⅱ	1・2・3	2	
	真宗学研究Ⅰ	1・2・3	2	
	真宗学研究Ⅱ	1・2・3	2	
	アジア仏教学研究Ⅰ	1・2・3	2	
	アジア仏教学研究Ⅱ	1・2・3	2	
	仏教文学研究Ⅰ	1・2・3	2	
	仏教文学研究Ⅱ	1・2・3	2	
研究科目 (必修)	特殊演習Ⅰ	1	2	
	特殊演習Ⅱ	1	2	
	特殊演習Ⅲ	2	2	
	特殊演習Ⅳ	2	2	
	特殊演習Ⅴ	3	2	
	特殊演習Ⅵ	3	2	
	研究指導Ⅰ	1	2	
	研究指導Ⅱ	2	2	
	研究指導Ⅲ	3	2	
論文	博士論文			

(合計 26 単位以上)

別表Ⅱ 人間福祉専攻 授業科目及び単位数
 <修士課程>

区 分		授 業 科 目	履修年次	単 位	備 考	
研究基礎科目		人間福祉研究	1・2	2	必修	「研究基礎科目」は、必修科目（「人間福祉研究」）を含めて2科目4単位以上、「研究発展科目」は、各科目群よりそれぞれ1科目以上選択し、計14単位以上」修得することに加えて、「研究基礎科目、研究発展科目」から4単位以上修得すること。
		社会福祉政策論研究	1・2	2	} 1科目2単位以上修得すること	
		福祉研究法	1・2	2		
		社会福祉方法論研究	1・2	2		
研究 発展 科目	社会福祉政策と実践研究	障害者福祉研究	1・2	2	研究発展科目は、「社会福祉政策と実践研究」、「人間福祉・発達研究」、「保育学研究」の各科目群よりそれぞれ1科目以上選択し、計14単位以上を修得すること。	
		高齢者福祉研究	1・2	2		
		介護福祉研究	1・2	2		
		精神保健福祉研究	1・2	2		
		貧困と福祉研究	1・2	2		
		地域福祉研究	1・2	2		
		医療福祉研究	1・2	2		
	人間福祉・発達研究	教育哲学研究	1・2	2		
		教育学研究	1・2	2		
		精神医学研究	1・2	2		
		生命倫理学研究	1・2	2		
		人間経済学研究	1・2	2		
		仏教福祉研究 高齢社会研究	1・2 1・2	2 2		
	保育学研究	保育学研究	1・2	2		
		地域子育て支援研究	1・2	2		
児童福祉臨床研究		1・2	2			
比較幼児教育研究		1・2	2			
幼児音楽研究		1・2	2			
子ども発達心理学研究		1・2	2			
研究指導		特殊演習Ⅰ	1	2	修士論文（必修）	
		特殊演習Ⅱ	1	2		
		特殊演習Ⅲ	2	2		
		特殊演習Ⅳ	2	2		

(合計 30 単位以上修得)

別表Ⅲ 臨床心理学専攻 授業科目及び単位数

<修士課程>

区分		授業科目	履修年次	単位	備考	
研究基礎科目		人間福祉研究 心理学基礎研究	1・2 1・2	2 2	必修	
研究発展科目		仏教カウンセリング 生命倫理学研究 教育哲学研究 精神保健福祉研究 児童福祉臨床研究 障害者福祉研究 高齢者福祉研究	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	2 2 2 2 2 2 2	2単位以上修得すること。	
研究専門科目	必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	1	2	必修	選択必修科目群(A, B, C, D, E)からそれぞれ2単位以上、計10単位以上修得すること。
		臨床心理学特論Ⅱ	1	2		
		臨床心理面接特論Ⅰ	1	2		
		臨床心理面接特論Ⅱ	1	2		
		臨床心理査定演習Ⅰ	1	2		
		臨床心理査定演習Ⅱ	1	2		
		臨床心理基礎実習	1	2		
		臨床心理実習	2	2		
	A群	心理学研究法特論	1・2	2	選択必修科目	
		臨床心理学研究法特論	1・2	2		
	B群	発達心理学特論	1・2	2		
		教育心理学特論	1・2	2		
	C群	家族心理学特論	1・2	2		
臨床心理関連行政論		1・2	2			
D群	精神医学研究	1・2	2			
	神経生理学特論	1・2	2			
	障害者(児)心理学特論	1・2	2			
	老年心理学特論	1・2	2			
E群	投映法特論	1・2	2			
	心理療法特論	1・2	2			
	学校臨床心理学特論	1・2	2			
	臨床心理地域援助特論	1・2	2			
研究指導		心理学特殊演習Ⅰ	1	2	修士論文 (必修)	
		心理学特殊演習Ⅱ	2	2		

(合計 36 単位以上修得)

別表Ⅳ 同朋大学大学院学則第 28 条 (検定料)

検定料 35,000 円 受験時のみ

別表Ⅴ 同朋大学大学院学則第 29 条 (入学金)

入学金 190,000円	1 同朋大学、名古屋音楽大学、名古屋造形大学の卒業生及び修了生は免除する。 2 文学研究科・博士前期課程から後期課程へ進学する場合は徴収しない。
--------------	-----------------------------------------------------------------------------

別表Ⅵ 同朋大学大学院学則第 30 条（学納金）

種 別	大 学 院	備 考
授 業 料	500,000 円	年 額
教 育 充 実 費	200,000 円	年 額

※ 文学研究科博士後期課程及び前期課程に所定の修業年限以上在学し、それぞれ所定の単位を修得した者で、博士論文及び修士論文のみ未提出の留年者の学納金、並びに人間福祉研究科修士課程に所定の修業年限以上在学し、特殊演習Ⅳを除いた所定の単位を修得した留年者の学納金は、授業料・教育充実費のそれぞれ 1/5 を納入する。